

大野市パートナーシップ宣誓制度
ご利用の手引き

令和6年4月

大野市

目次

1 はじめに

2 パートナーシップ宣誓できる方

3 パートナーシップ宣誓に必要なもの

4 パートナーシップ宣誓手続きの流れ

5 再交付や返還等のその他の手続き

6 よくある質問

1 はじめに

大野市パートナーシップ宣誓制度は、双方又はいずれか一方が性的少数者である二人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓し、市が受領証を交付するものです。

パートナーシップの宣誓をしたお二人の間に法律上の効果（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、大野市として、この制度の導入により、すべての市民が個人として尊重され、多様な価値観を認め合い、誰もが活躍できる共生社会の実現を目指し取り組むものです。

2 パートナーシップ宣誓ができる方

パートナーシップ宣誓をするには、以下の（１）から（４）の要件を全て満たしている必要があります。

- （１）民法（明治２９年法律第８９号）第４条に規定する成年に達していること。
- （２）双方又は一方が、大野市に住所を有している、又は大野市への転入を予定していること。
- （３）配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- （４）近親者でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

3 パートナーシップ宣誓に必要なもの

(1) 大野市パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

宣誓には、要件確認とご本人確認のため、以下の書類が必要です。

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- ・3か月以内に発行されたものを、お一人1通ずつ持って、お越しください。
- ・宣誓をするお二人が同一世帯になっている場合は、お二人分の情報が記載されたもの1通で構いません。
- ・個人番号（マイナンバー）の記載があるものは受け取れません。個人番号の記載がある場合は、マジック等で黒塗りしてください。

【宣誓時にどちらも大野市内にお住まいではない方】

上記のほか、転入を予定していることがわかる書類の写しを提出してください。

（例）転入前の自治体で発行された転出証明書、転居先の賃貸借契約書など

注意：転入後14日以内に住民票の写しまたは住民票記載事項証明書のいずれかを提出してください。宣誓日から3か月以内に提出が無い場合は宣誓が無効となります。

(3) 現に婚姻していないことを証明する書類

- ・戸籍抄本または独身証明書
- ・宣誓日以前の3か月以内に発行されたものをお一人1通ずつ提出してください。
- ・本籍地が大野市以外の場合、取り寄せに時間がかかることがありますのでご注意ください。詳細は、本籍地のある自治体の戸籍担当窓口にご確認ください。
- ・外国籍の方は、大使館などの公的機関が発行する婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類を提出してください。翻訳者の住所・氏名が記入された日本語訳を添付してください。なお、パートナーシップ宣誓をしても在留資格や在留期間は変わりません。

(4) 本人を確認できる書類提示

- ・「氏名」、「住所又は生年月日」を確認できる以下の書類が必要です。
- ・顔写真が添付されている書類(①)を、1点提示してください。①の書類がない場合は、②の書類を、2点提示してください。
 - ①官公署が発行した、本人の顔写真が添付された書類
例：個人番号カード(マイナンバーカード)、旅券(パスポート)、運転免許証、在留カードなど
 - ②健康保険証、年金手帳、年金証書などの本人を確認できる書類

(5) 通称名の使用を証明する書類 ※通称名の使用を希望する場合のみ

性別違和等の理由で通称名(※)での宣誓を希望される場合は、宣誓日から3か月以内に発行されたもの、または有効期限内のもので、その名前が社会生活の中で日常的に使用していることが確認できる以下の書類の写しを提出してください。通称名を使用した場合には、公布する宣誓書受領証等の裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

※通称名：本制度における通称名とは、性別違和の方や外国籍の方が、日常的に使用する戸籍上とは異なる名前のこと。

4 パートナーシップ宣誓手続きの流れ

(1) 必要書類の準備

この手引きの2、3ページの必要書類をご準備ください。

(2) 宣誓日の事前申込み

宣誓希望日の原則10開庁日前までに、下記「予約連絡および書類提出先」まで電話で予約してください。※10開庁日前とは予約した日から数えて土日・祝日を除く10日前です。

- ・宣誓ができる時間は原則として平日（年末年始を除く）午前9時～午後4時30分です。なお、この日時にお越しいただくことが難しい場合は、ご相談ください。
- ・宣誓日時は、状況によりご希望に添えない場合があります。
- ・予約日は市から日時が確定した旨を回答した時点で成立します。

【予約時にお知らせいただく内容】

- ・宣誓されるお二人の氏名
- ・宣誓希望日・時間
- ・電話番号・メールアドレス（代表者のみ）

(3) 必要書類の提出

予約した宣誓日の原則5開庁日前までに、必要書類を【予約連絡・書類提出先】にご提出ください。持参による提出の際に、個室での対応を希望される場合は、持参される日時の予約をしてください。

- ・届出書類の内容等に不備・不足がある場合、宣誓日を延期させていただきます。

(4) パートナーシップ宣誓

予約した日時に、本人確認書類をお持ちの上、あらかじめ指定したお部屋までお二人でお越しください。お二人揃っての来庁ができない場合はお一人での来庁も可能です。その場合は宣誓日の予約時にその旨お知らせください。

(5) 受領証の交付

要件を満たしていることが確認できた場合、大野市パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）をお二人に交付します。

転入を予定している場合は、大野市パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票（様式第3号）を交付します。転入後、住民票の写しの届出時に受領証を交付します。

【予約連絡・書類提出先】

〒912-8666 大野市天神町1番1号
大野市役所 総務課
電話：0779-64-4820
午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日・年末年始を除く)

大野市パートナーシップ宣誓書受領証

表

裏

 大野市パートナーシップ宣誓書受領証 大野市パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップの宣誓書を受領したことを証します。 本人 _____ パートナー _____ (_____ 年 月 日生) (_____ 年 月 日生) 宣誓日 令和 _____ 年 月 日 第 _____ 号 令和 _____ 年 月 日 大野市長 
--

この受領証は、お互いを人生のパートナーとして宣誓したことを大野市として証するものです。 この受領証の提示を受けた方は、この趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。 この制度を利用する方の性の在り方（性的指向や性自認等）や本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。 戸籍上の氏名（表面が通称の場合） 本人 _____ パートナー _____ 特記事項（自由記載） _____

5 再交付や返還等のその他の手続き

宣誓書受領証の再交付などの手続きは下記のとおり手続きが必要です。受領者のどちらか一方の方で行うことができます。事前にご連絡いただくと、スムーズに手続きしていただくことができます。郵送でのお手続きも可能です。その場合は、返信用封筒を同封してください。

(1) 受領証の再交付

受領証の紛失や毀損、著しい汚損などにより再交付を受けたいときは、下記の書類をご持参のうえ、大野市パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第4号）を提出してください。

紛失の場合を除き、すでに発行している受領証と引き換えとなりますので、忘れずにお持ちください。再交付後、紛失した受領証を発見した場合は速やかに返還してください。

- ①本人確認書類
- ②受領証

(2) 受領証の変更

宣誓書に記入した内容、受領証の記載事項に変更があった場合は、変更の手続きが必要です。下記の書類をご持参のうえ、大野市パートナーシップ宣誓書受領証変更届出書（様式第5号）を提出してください。

- ①本人確認書類
- ②受領証
- ①、②のほか

【住所を変更する場合】

住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

【戸籍上の氏名を変更する場合】

戸籍抄本

【通称名を変更する場合】

通称名を確認できる書類

(3) 受領証の返還

次のいずれかに該当するときは、届出が必要です。下記の書類をご持参のうえ、大野市パートナーシップ宣誓書受領証返還届出書（様式第6号）を提出してください。

- ・パートナーシップを解消したとき
- ・双方が市外へ転出したとき
- ・宣誓者の一方が死亡したとき
- ・その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき

①本人確認書類

②受領証

6 よくある質問

Q1 パートナーシップ宣誓制度と結婚の違いは何ですか？

結婚は、民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法的な権利・義務が発生します。一方、パートナーシップ宣誓制度は、お二人の関係性を対外的に証明するものであり、法的効力を有しません。

この制度は互いを人生のパートナーとすることをお二人から宣誓を受けて、受領証を交付し、自分らしくいきいきと生活されることを応援するものです。

Q2 宣誓は、同性カップルしか利用できないのですか？

宣誓の対象は、戸籍上同性のカップルに限定していません。戸籍上異性のカップルであっても、一方又は双方が性的少数者であれば宣誓することができます。例えば、性自認と戸籍上の性別が異なるトランスジェンダーの方が、戸籍上は異性のパートナーの方と宣誓していただくことも可能です。

Q3 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓書の提出や宣誓書受領証等の交付は無料です。ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類（住民票の写し等）の交付手数料等は自己負担となります。

Q4 宣誓にあたり、プライバシーは守られますか？

希望される場合は、別室で宣誓手続きを行うなど、プライバシーに配慮します。また、提出された書類や記載されている個人情報等について、本人の同意なく外部に提供することはありません。

Q5 夜間や休日に宣誓することはできますか？

宣誓ができる時間は、原則として平日（年末年始を除く）午前9時～午後4時30分です。この日時にお越しいただくことが難しい場合は、お気軽にご相談ください。

Q6 受領証等に有効期限はありますか？

受領証等は、返還が必要にならない限り有効です。

問合せ先

〒912-8666 大野市天神町1番1号

大野市役所 総務課

電話：0779-64-4820

午前8時30分～午後5時15分

(土・日・祝日・年末年始を除く)

メール：soumu@city.fukui-ono.lg.jp